

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(手数料の徴収及び額)</p> <p>第2条 別表第1から別表第11までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施</td><td>[略]</td><td>12,700円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第9（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">警備業法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 法第5条第5項の認定証の再交付</td><td>警備業認定証再交付手数料</td><td>2,000円</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	12,700円	[略]			事務	名称	金額	[略]			2 法第5条第5項の認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	2,000円	<p>(手数料の徴収及び額)</p> <p>第2条 別表第1から別表第10までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施</td><td>[略]</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第9（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">警備業法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 削除</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	14,000円	[略]			事務	名称	金額	[略]			2 削除		
事務	名称	金額																																									
[略]																																											
5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	12,700円																																									
[略]																																											
事務	名称	金額																																									
[略]																																											
2 法第5条第5項の認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	2,000円																																									
事務	名称	金額																																									
[略]																																											
5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	14,000円																																									
[略]																																											
事務	名称	金額																																									
[略]																																											
2 削除																																											

3 法第7条第1項の <u>認定証</u> の有効期間の更新の申請に対する審査	<u>警備業認定証更新申請手数料</u>	[略]
4 法第11条第3項の認定証の書換え	<u>警備業認定証書換え手数料</u>	2,200円
[略]		

別表第10（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	
2 法第5条第5項の認定証の再交付	<u>自動車運転代行業認定証再交付手数料</u>	1,700円
3 法第8条第3項の認定証の書換え	<u>自動車運転代行業認定証書換え手数料</u>	2,100円

別表第11（第2条関係）

探偵業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この表において「法」という。）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	<u>探偵業届出証明書交付手数料</u>	3,600円

3 法第7条第1項の <u>認定</u> の有効期間の更新の申請に対する審査	<u>警備業認定更新申請手数料</u>	[略]
4 削除		
[略]		

別表第10（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	

2 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円
3 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。